

令和6年度 新BOP学童クラブ 実施時間延長事業のご案内



新BOP学童クラブでは、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、支援が必要なご家庭が必要な時に利用できるようセーフティネットの役割を果たすために、19時までの時間延長事業を実施しています。

延長利用を希望する方は、必ず下記の案内をお読みいただいたうえで、必要な手続きを行ってください。

●令和6年度 4月から延長利用を希望する方へ

受付期間 令和5年12月5日（火）～12日（火）〔10日（日）を除く〕

☆通常の学童クラブの入会と一緒にご申請ください。

☆「月ぎめ利用」は、必ず上記受付期間内に申請してください。

☆「日ぎめ（スポット）利用」は、受付開始日以降であれば、随時申請が可能ですが、上記受付期間内の申請にご協力をお願いいたします。

※通常の入会申請と同様に、年度ごとの申請が必要です。

※やむを得ず、一斉受付期間内に申請できなかった場合は、受付期間以降も随時申請は受け付けますが、4月中に延長利用ができないことがあります。

※一斉受付期間後は、受付を行う職員が不在にしている場合があるため、あらかじめ学童クラブに電話でご確認の上、申請してください。

受付時間 9：35～18：00 ※申請内容等を確認しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

申請方法 新BOP学童クラブ延長利用申請書を、入会を希望する（就学予定校の）学童クラブへ保護者の方が持参して直接提出してください。（郵送不可）

決定通知 「月ぎめ利用」「日ぎめ（スポット）利用」ともに、受付期間内に申請された方には、審査・選考後、児童課から選考結果をご自宅に郵送します。

5月以降の利用申請について

【月ぎめ利用】

随時、延長利用申請を受け付けます（年度内の再入会・転校を含む）。

ただし、既に定員を満たしている場合は欠員が出るまでお待ちいただきます。

●**受付開始日** 利用開始を希望する日の、2ヶ月前の同日から

●**受付締切日** 利用開始月の前月15日まで

（締切日が日曜・祝日・休日の場合は、その直前の学童クラブ実施日まで）

※月途中（16日以降）からの利用開始はできません。

【日ぎめ（スポット）利用】

随時、利用登録が可能です。

※登録後、希望日に利用するには事前予約が必要です。

詳細は裏面の二次元コードより区HPをご確認ください。

●延長利用の詳細については裏面をご確認ください。

延長利用の概要

●延長利用可能時間帯 18:16~19:00

新BOP学童クラブ運営日の月～金のみの実施。

(土曜日は実施しませんのでご注意ください。)

※4月はお子さまの体調等を第一にお考えいただき、状況にあわせてご利用をお勧めします。

※ご利用者がいる日・時間のみ時間延長を実施します。

※ご利用者がいない場合は実施しておりません。

※延長利用可能時間帯は原則、問い合わせ対応や申請書類等の受け取りは行っておりませんので、学童クラブへの問い合わせや申請書等のご提出は18時までをお願いいたします。

利用の形態

●延長利用には2つの利用方法があります。希望の形態で申請してください。

利用種別	月ぎめ利用 (毎月12日以上利用がある)	日ぎめ(スポット)利用 (1日ごとに利用する)
実施内容	毎月12日以上、時間延長が必要なご家庭の児童を対象とします。	急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わるご家庭の児童を対象とします。
定員	40名	「40名」－「月ぎめ利用の登録人数」 ＝スポット利用可能人数 例：定員40名－月ぎめ登録15名＝スポット利用可能25名
対象児童	学童クラブに入会する小学校1年生 ※1年生を優先とします。但し、申込み状況により2年生以上も対象になるため、ご相談ください。	学童クラブに入会する(している)児童
退所方法	必ずお迎え	
利用料金	月額1,000円	日額200円(月額上限1,000円)
登録方法	登録書類の事前提出(登録期限有)	登録書類の事前提出
利用方法	放課後児童システムの保護者ポータルへ利用日時等を入力	1. 利用日ごとに電話予約(先着順) 2. 放課後児童システムへ利用日時等を入力

※実施時間延長事業の詳細につきましては、区HPをご確認ください。

